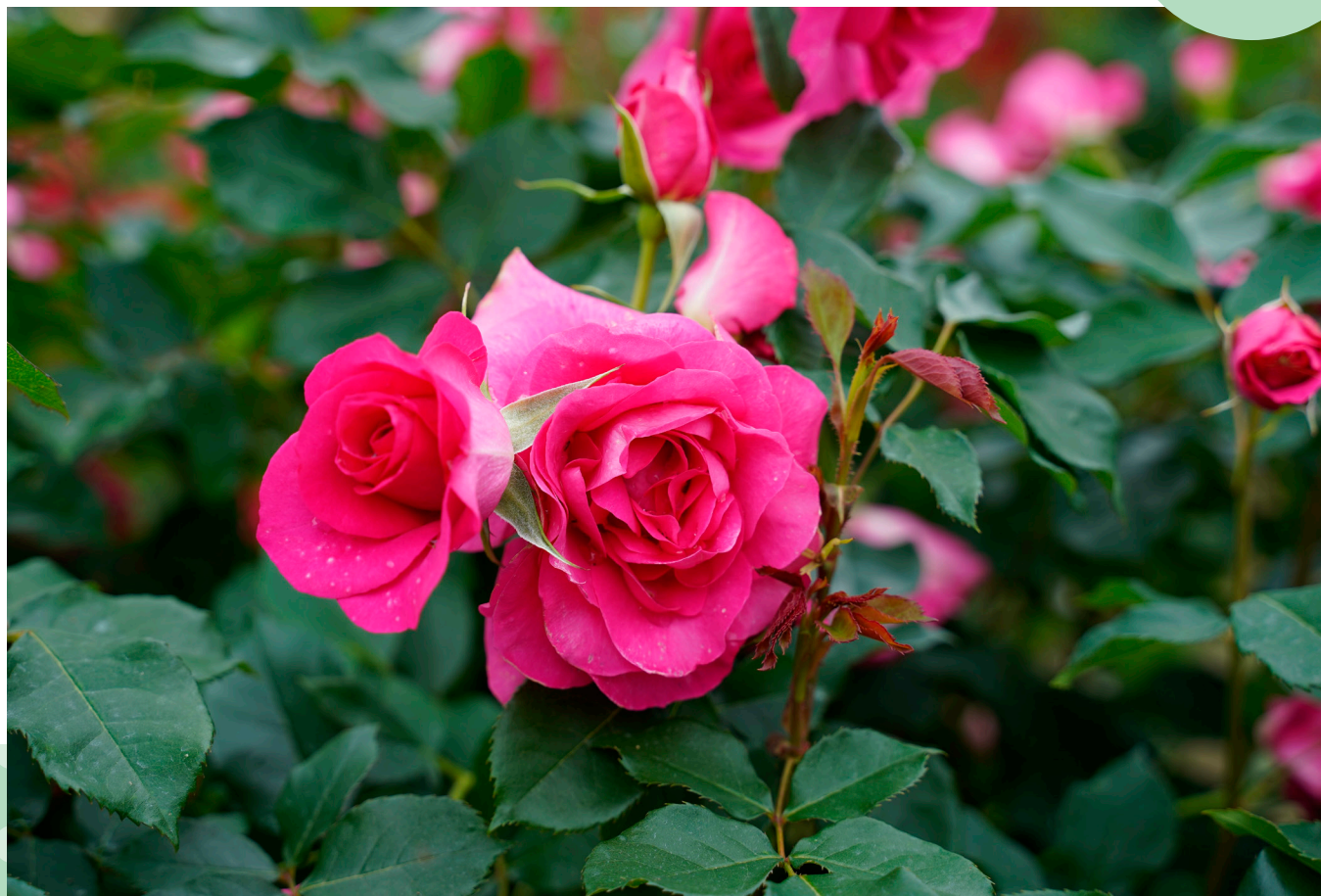


町村をむすぶ

MIYAGI 宮城町村会だより

2025
6-7
Vol.527

<https://www.miyagi-ck.gr.jp>



町村会のうごき

共済事業アレコレ

町村通信 21 ～村田町～

村田町は町制施行130周年・町村合併70周年
「安心して豊かに暮らせるまち むらた」の実現を

町花のバラが町内各地を彩る

6月に入ると町花のバラが満開に咲き、町内各地を彩ります。

美里町では、5月31日、6月1日の二日間、バラの笑談館などを会場に、みさとローズガーデンフェアが開催され、多くの来場者でにぎわいを見せました。

写真・文 提供／美里町

令和7年度市町村長会議

5月30日、江陽グランドホテルにおいて、宮城県主催の市町村長会議が開催されました。本会からは齋清志会長をはじめ21町村長が出席し、町村長を代表して齋会長が村井嘉浩宮城県知事に対して要望を行いました。

要望の詳細と県からの回答要旨は、次のとおりです。

① 「観光の更なる発展について」

宮城県の観光客入込数は、令和元年を上回り過去最高となったが、約6割が仙台圏域であり、未だ令和元年の水準まで回復していない圏域が多い。外国人宿泊者数についても、

宮城県は全体の0.5%と関東地方と大きな差があり、県の施策について伺いたい。

仙南地域では、村田町における宮城オルレコースや、蔵王町の日本ジオパーク認定など観光需要の高まりが期待され、広域的な観光支援の強化を図っていただきたい。

宿泊・飲食のサービス業は離職率が高く、恒常的な人員不足であることから、従業員の定着促進への支援をお願いしたい。

宿泊税については、事業者からシステム改修等、不安の声があがっており、丁寧な対応を継続してほしい。

【回答要旨】
第6期みやぎ観光戦略プランで圏域ごとの宿泊観光客数の数値目標を掲げ、市町村と連携しながらプロモーションを展開し、認知度向上に努める。

多彩な観光資源を有する仙南地域で、県の取り組みを継続し、強く発信していく。

観光産業の人員確保について、就業マッチング支援により、定着促進を図っており、スキルアップや外国人材マッチングを支援し、効果的な取組を検討していく。

宿泊税について、レジシステムの改修補助を創設し、個別相談会を開催するなど不安解消に努める。

② 「気候変動に対応した米及び水産業の支援について」

米価は高止まりが続いており、県民が安心して安定した価格で購入できる主食米を確保していただきたい。

水産業について、温暖化による不漁や魚種の変化、養殖漁業の不安定化、加工原料の不足・高騰による水産加工業への打撃が生じている。海洋環境の変化に応じた新魚種養殖業等に取り組んでおり、県からの技術的助言の強化や、設備面への財政支援等拡充を要望する。

【回答要旨】

県では米作に対する技術対策のほか、品種開発に取り組んでおり、米の市場価格適正化についても、需要

に応じた米づくりを推進していく。
新規養殖種の導入試験、技術改善等の取組に対する経費助成や技術的助言、養殖技術の開発、事業者の機器整備支援を進め、支援策の拡充を検討していく。

③ 「小中学校の教育環境のさらなる向上について」

本県の小中学校では、文部科学省の学力調査の正答率が平均以下であり、不登校児童生徒数は全国最多となった。市町村では一般財源により、教育専門員、教育相談員、自立支援相談員保幼小架け橋リーダー等を独自に配置する団体もあり、県による財政支援を要望する。

不登校、いじめ、学力向上対策は、県と市町村が一体で行うことが重要であり、市町村教育委員会に対する指導主事等の技術的支援の強化をお願いしたい。

【回答要旨】

学力向上、不登校児童生徒への支援について、喫緊の課題として、市町村と一体となって取り組んでいく。

県と市町村が連携して課題に取り組む伴走型の指導主事学校訪問を導入し、取組を支援する。

不登校児童生徒の支援として、スクールカウンセラーや心のケア支援員等の配置に加え校内教育支援センター支援員の配置等、市町村への財政的支援を検討する。

の市場価格適正化についても、需要



宮城県町村会 齋清志 会長



宮城県 村井嘉浩 知事

各協議会総会

市町村長会議に先立ち、宮城県町村会に事務局を置く各種協議会の総会を開催し、任期満了に伴う役員の改選を行いました。その結果、次の通り新役員が選任されました。

・宮城県市町村水産業振興対策協議会
会長 須田善明 女川町長(再任)
副会長 佐藤 仁 南三陸町長(再任)

・宮城県ダム所在・発電関係市町村協議会
会長 小山修作 川崎町長(再任)
副会長 小関幸一 七ヶ宿町長(再任)

・全国過疎地域連盟宮城県支部
支部長 小関幸一 七ヶ宿町長(再任)
副支部長 佐藤 智 栗原市長(再任)

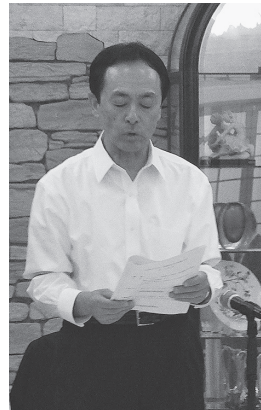
・全国山村振興連盟宮城県支部
支部長 保科郷雄 丸森町長(再任)
副支部長 石山敬貴 加美町長(新任)

・宮城県観光地所在町村協議会
会長 村上英人 蔵王町長(再任)
副会長 櫻井公一 松島町長(再任)

任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日の2年間になります。



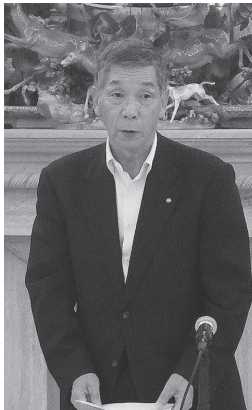
宮城県市町村水産業振興対策協議会 須田善明 会長



宮城県ダム所在・発電関係市町村協議会 小山修作 会長



全国過疎地域連盟宮城県支部 小関幸一 支部長



全国山村振興連盟宮城県支部 保科郷雄 支部長



宮城県観光地所在町村協議会 村上英人 会長

令和7年度宮城県観光地所在町村協議会視察研修

6月30日～7月1日の2日間、町村長等16名が参加し、静岡県河津町や西伊豆町への視察研修を実施しました。

初日は河津町を訪問し、岸河津町長に歓迎の挨拶をいただいた後、河津町で実施されている「滞在型観光」などについて聴取しました。河津町では「河津桜」発祥の地で知られ、春の河津桜まつりには、伊豆最大のイベントとして多くの観光客が訪れている一方で、河津桜まつりの時期以外の誘客などが課題になっていることから、SNSを活用した町内イベント・施設情報の発信、フラワートライアスロンや天城アタック35(トレイルランニングレース)などスポーツイベントや都市部からの農業体験バスツアーなどのイベントで新規の誘客を行っています。

また、町のシンボルである河津桜の持続的維持に向けて「桜守人」の人材育成や個人所有の河津桜を守るため樹木医診断や剪定に関する補助の新設を予定しています。

河津町役場で事業の説明を受けた後、フランスのパリバガテル公園の姉妹園となっている河津バガテル公園を視察しました。

2日目は西伊豆町を訪問し、星野西伊豆町長に歓迎の挨拶をいただいた後、西伊豆町で実施されている「ツッテ西伊豆」について聴取しました。

西伊豆町では静岡県内1位の高齢化率を抱え、漁師が減少し遊休漁港の活用などの課題になっていることから、直売所「はんばた市場」のオープンや釣り客を観光に誘引、漁獲量の補てん、はんばた市場に地物を集めるため、釣り人が釣った魚を地域共通通貨と交換し、町内の加盟店で宿泊、飲食等に利用できる「ツッテ西伊豆」に取り組んでいます。

西伊豆町保健センターで事業の説明を受けた後、「ツッテ西伊豆」で買い取った魚などを販売している直売所「はんばた市場」などを視察しました。



西伊豆町「はんばた市場」

第1回町村長会議



寺澤薫 副会長



須田善明 副会長



齋清志 会長

5月21日、県自治会館において、令和7年度第1回町村長会議を開催しました。

会議では、①役員選任に関する申し合わせ事項の改正について、②会長の選任について、③副会長の選任について、④監事の選任についての4議案が審議され、次のとおり役員が選任されました。

会長 齋 清志 大河原町長

副会長 須田 善明 女川町長 (再任)

副会長 寺澤 薫 七ヶ浜町長 (再任)

監事 早坂 利悦 色麻町長 (再任)

監事 浅野 俊彦 大和町長 (新任)

※任期 令和7年5月30日～令和9年5月29日

その後、農林水産省東北農政局次長 清野哲生氏から、「東北農政局の農村活性化支援について」と題して政策説明がありました。



早坂利悦 監事

第2回町村長会議・政務委員会

6月24日、県自治会館において、令和7年度第2回町村長会議を開催しました。

会議では、令和6年度会務報告が行われた後、①令和6年度宮城県町村会一般会計歳入歳出決算(案)について、②令和6年度宮城県町村会公有物件共済事業特別会計収支決算(案)について、③令和6年度全国町村職員生活協同組合宮城県支部会計歳入歳出決算(案)についての3議案について審議され、原案の通り決定されました。

町村長会議終了後、引き続き政務委員会が開催され、「令和8年度政府予算編成並びに施策に関する要望書」の審議を行いました。

今回の審議結果をもとに要望内容を修正し、7月30日、31日に、県関係国会議員や各省庁に対し要請活動を実施します。



浅野俊彦 監事

政務委員会幹事会

5月13日、県自治会館において政務委員会幹事会を開催し、「令和8年度政府予算編成並びに施策に関する要望」について審議されました。

政務委員会幹事会は、町村企画財政課長等で構成されており、今回の審議結果をもとに要望内容を修正し、6月24日開催の政務委員会に提出しています。

災害共済事業担当者説明会

6月6日、県自治会館において災害共済事業担当者説明会を開催しました。出席した各市町村や一部事務組合の共済事務担当者に対し、全国町村職員生活協同組合の各共済事業、公有建物・自動車共済事業、災害対策費用保険、総合賠償補償保険、非常勤職員公務災害補償保険、自治体委託業務等災害補償保険、職員任意共済保険、職員個人年金共済等についての説明を実施しました。



**みやぎの21町村
応援キャンペーン**

好評につき
今年も開催

ようこそ!
わが町へ



5月

- ▼13日 政務委員会幹事会(宮城県自治会館)
▼21日 正副会長会議、町村長会議(宮城県自治会館)

- ▼23日 行政課題研修Ⅰ(宮城県自治会館)
▼30日 宮城県市町村水産業振興対策協議会総

- 支部総会、全国山村振興連盟宮城県支部総会、宮城県観光地所在町村協議会総会（江陽グランドホテル）

6月

- ▼6日 災害共済事業担当者説明会(宮城県自治会館)
▼16日 宮城県町村会監事会、宮城県市町村非

- 常勤消防団員補償報償組合監査（宮城県自治会館）
- ▼17日 町村の振興を考える会（全国町村会館）
齋会長出席
- ▼18日 全国自治協会評議委員会、全国町村会政務調査会、全国町村会理事會、都道府県町村会長會、全国町村職員生活協同組合總代会（全国町村会館）齋會長出席
- ▼24日 正副會長會議、町村長會議、政務委員會（宮城県自治會館）
- ▼26・27日 北海道東北六県町村會長會議（山形県鶴岡市）齋會長出席
- ▼30日～7月1日 宮城県觀光地所在町村協議會視察研修（靜岡県河津町、西伊豆町）

宮城県町村会では、県内21の町や村に実際に訪れ、観光やイベント等の体験を通して、その地域にしかない魅力を深く知ってもらうためのきっかけづくりとして、本キャンペーンを実施いたします。

○応募要件

キャンペーン期間内に宮城県内21町村のうち、1町村を訪れ、税込2,000円以上を消費された方。なお、全国どこでも応募できますが、県内在住

の場合は自分の住んでいる町村を除く1町村を訪れて消費された方。

○消費対象

各町村での飲食費、土産代、宿泊費、観光施設等の利用料、拝観入場料、体験料等。

※コンビニや駐車場料は対象外です。

○キャンペーン実施期間

令和7年7月1日(火)から令和7年10月31日(金)まで

※応募締切は令和7年11月4日

日(火)まで
○応募方法

宮城県内21町村の各役場、または道の駅などに設置してある応募用紙を使用してキャンペーン事務局あてに郵送いただくか、特設ページに掲載の応募フォームからご応募ください。

URL: <https://machico.mu/special/detail/2698>



重要伝統的建造物群保存地区の蔵の町並み

採れたて新鮮野菜を求めて、
たくさんの人が訪れる道の駅村田

宮城オルレ村田コースの大自然

村田町は、明治28年11月の町制施行から130周年、昭和30年4月の沼辺村、富岡村菅生との町村合併から70周年の節目を迎えます。

130年という長い道のりには、明治から大正、昭和、平成から令和と時代の移り変わりとともに、幾多の試練や困難もありましたが、郷土の先人のためまぬ努力によって、今日の村田町があります。

村田町は今、これまでの歴史、自然、人という素晴らしい資源を活用し、次の世代につなぎ、

持続可能な地域づくりを推進するためにも、子育て・教育環境の充実、交流人口の拡大、土地利用の促進、防災・減災対策など、先を見据えた投資を行い「安心して豊かに暮らせるまちむらた」の実現に向けて、町が一丸となって取り組んでいます。

そしてこの記念すべき節目の年を、多くの方々と共にこの喜びを分かち合うため、記念式典のほか各種記念事業を展開していく予定です。

町村通信

21

村田町

◆県内21の町村からお伝えします

村田町は町制施行130周年・町村合併70周年

「安心して豊かに暮らせるまちむらた」の実現を

町村会の予定

7月

- 1日 全国町村会理事会、都道府県町村会会長会
- 13日 宮城県市町村職員採用統一試験
- 23日 税務課長代表者会議
- 24日 全国町村会理事会、都道府県町村会会長会
- 25日 北海道東北六県町村会協議会中央要請活動
- 30日 自由民主党本部に対する要請活動
宮城県関係国会議員に対する要望事項説明会
- 31日 政府関係省庁に対する要請活動

8月

- 4・5日 北海道東北六県山村振興ブロック会議
- 26日 政務委員会幹事会



共済事業アレコレ

自動車事故にあったときには

自動車を運転していれば、いつ事故に遭うかわかりません。事故が発生したら以下のような点に注意して焦らずに対処しましょう。

・けが人・損害の確認と危険防止措置

けが人がいる場合、速やかに救護し、必要なら救急車を手配するとともに、事故車を安全な場所に移動させるなど、路上の危険防止措置を行って下さい。

その後、損害状況を確認し警察に通報してください。通報しなかった場合、事故証明書が取得できず対応できない場合もあります。

・口頭で賠償の約束をしない

事故の過失割合は過去の判例などを参考に交渉しますが、動いている車同士の事故であればほとんどの場合お互いに過失が発生します。

事故現場で相手への賠償を約束してしまうと、後々の交渉に差し支える可能性がありますので、ご注意ください。

・事故処理が終わったら

現場での事故処理が終了したら、休日夜間でも対応可能な事故受付フリーダイヤルでご連絡ください。受付後は専属調査員がお相手との示談締結に向けた調査連絡にあたらせていただきます。

事故受付フリーダイヤル TEL0120-258-459

総務・事業課(共済担当) TEL022-221-9203

円満な事故解決のため、ご契約者様の適切な初動対応と迅速な連絡をお願いします。